

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011
『利益と害についてのケースブック』2

ケーススタディー2-21 移植—未成年からの骨髄移植

翻訳 戸田聡一郎

AB はゴーシェ病という不治の病に冒されている3歳の女の子である。この遺伝病は先天的な酵素の欠失に由来する。患者の症状として重度の貧血と、肝臓・脾臓の肥大による肺への圧迫と呼吸困難があり、肺炎にかかりやすくなっている。ABの悪化しつつある病状は、2か月前の脾臓摘出後、一時的に良くなっている。だが、肝臓は日々肥大しつつあり、ABの状態は悪くなり続けている。現在、ABには運動障害があり、立ったり歩いたり困難となっている。彼女の状態は数週間で急激に悪くなるであろうことが予測されている。

失っている酵素を彼女が獲得し、病気を治癒させる可能性が高い唯一の治療法は、適合者からの骨髄移植である。もしABが骨髄移植を受けない場合、遠からず彼女は死を迎える。ABの兄弟はこの病気により、1歳のときに命を落とした。ABの姉であるCD(8歳)は、検査の結果、ABと組織適合することが判明した。ABとの適合者はおそらく他にはいない。ドナーへのリスクは最小限度である。唯一のリスクは麻酔によるものである。CDの身体から骨髄を採取することは単純な手順—血液採取と同等の量の骨髄を抜き取る—により可能である。

児童精神科医であるS医師は、CDから骨髄を採取するのは、トラウマ(精神的な外傷)になるかもしれないと考えている。また彼は、CDが、妹の命を助けるためにできる限りのことをしなかったと感じながら生きていかねばならないことによって、よりひどく傷つくだろうと考えている。この精神的な外傷は、CDが思春期を迎えるとさらに大きくなるであろう。S医師は、CDが骨髄を提供することが彼女にとって最善の感情的利益になると考えており、移植を勧めている。

CDから妹への骨髄移植は許容されるだろうか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

YES 麻酔の危険性を除いて、移植の手順に固有のリスクはない。ABに対する危害、つま

り確実な死は、骨髄を採取するリスクを上回る。

YES S 医師は、救えたはずの妹の命を救わなかったという事実により、将来、CD が感情的に傷つくということが、骨髄提供を正当化すると考えている。

NO CD は未成年であり、身体から骨髄を採取することによる微小な危害の可能性にも曝されるべきではない。

本ケースについてのノート

判決

この事例は国の地方裁判所で審理された。裁判所は、妹の AB のために、未成年者 CD から骨髄提供を許可した。裁判所は、CD へ与えられるリスクと考えられるダメージを考慮して、骨髄を提供することが CD の最善の利益であると結論した。CD の心的な福祉は、身体的な福祉同様に重要である。

ディスカッション 未成年者からの骨髄提供

医療を施すにあたって、われわれは、患者の福祉を考えると同時に、当該治療のプロセスによって影響を受ける、患者と直接結び付きのある人々の福祉も考える。『生命倫理と人権に関する世界宣言』第 4 条は、利益を最大化してダメージを最小化するように努力するよう、指導している。その患者だけではなく、影響を受けるすべての人々についてである。

科学的知識、医療行為と付随する技術を適用し、発達させるにあたり、患者や被験者、及びその他影響される個人が受ける直接的及び間接的利益は最大に、またそれらの者が受ける害も最小とすべきである。

未成年者が臓器提供者とみなされる場合、われわれは、その子どもの人生における提供したときの効果と提供しないときの効果を見きわめなくてはならない。提供しないときの影響が深刻であり、その子どもに身体的危害や心理的負担を与える場合で、提供の手順がほとんどダメージを与えないとき（骨髄は、たとえば腎臓と比べて提供が簡単である）、その子どもにドナーとなるよう要請することは倫理的であろう。反対に、提供することが重大な負の効果を生みだし、侵襲的であったり長期的なリスクを伴うものであったりし、提供そのものがドナーに直接利益をもたらすものでないとき、未成年者をドナーとすることは倫理的でないであろう。

未成年者がドナーにならざるを得ない時は、『生命倫理と人権に関する世界宣言』6条(1)の最後で宣言されているように、提供の意味や、その子どもが受ける処置についての説明に、出来る限り努力がなされるべきである。

いかなる予防的、診断的、治療的な医療介入は、適切な情報に基づく当事者の事前の自由な知らされたうえでの同意がある場合にのみ行うことができる。同意は、それが該当する場合には、明示的でなければならず、また、いつでもいかなる理由によっても本人の不都合や不利益なしに撤回することができる

加えて、この種の決定においては、決定が子どもドナーの福祉を踏まえてなされていると、いうことを確約するために、提供を必要としている患者と結びつきのない者も関わるべきである。